

法務委員会 質問要旨

2017年4月19日

民進党 階 猛

1. 今回の法案は従来の共謀罪法案で問題となった部分を改善したのか？（法務大臣）
2. 「組織的犯罪集団」という概念がない従来 of 共謀罪法案でも、犯罪が成立する団体の範囲は今回の法案と同じなのか？（法務大臣）
3. 今回の法案は対象犯罪を行うことの「合意」を 処罰するのか？（法務大臣）
4. 実行準備行為は構成要件の要素としているが、今回の「共謀罪」は共謀（陰謀）罪と予備（準備）罪との間に新たな犯罪類型を設けるものか？（法務大臣）
5. 実行準備行為は構成要件の要素としているが、今回の「共謀罪」の捜査は実行準備行為の後に行われるのか？（法務大臣）
6. 実行準備行為に当たる行為が対象犯罪の実行計画に基づくものかどうかは、いつどのように判断するのか？（法務大臣）
7. 「共謀罪」の対象犯罪のうち通信傍受の対象となるものについては、当該犯罪の「共謀」の有無を確認するための通信傍受ができるのではないか？（法務大臣）
8. 「共謀」の当事者二人のうち、一方が「共謀」を認め、一方が「共謀」を否認している場合、前者の証言で「共謀」を認定できるか？（法務大臣）
9. 自首による刑の減免規定や刑事免責制度により、「共謀罪」の冤罪の危険は大きいのではないか？（法務大臣）